

葛巻町農業委員会 第8回総会議事録

1 日 時 令和4年2月22日(火) 午後1時30分から午後2時30分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

議案第7号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定を求めることについて

4 出席委員

① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

④ 上 家 照 男 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子 ⑨ 外 平 静 子

5 欠席委員

6 議事録署名委員

⑧ 星 野 順 子 ⑨ 外 平 静 子

7 書記(農業委員会事務局)

松 浦 利 明 (事務局長) 松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長 お疲れ様でございます。
本日は、総会終了後に農政小委員会を開催いたしますので、農業委員はそのまま席に残っていただくようお願いいたします。
それでは、葛巻町農業委員会第8回総会を開催いたします。
それでは会長より、あいさつを頂戴した後、議長となり議事を進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 【あいさつ】
昨日から大荒れの天気で大変道路が悪い中ご苦労様です。
今月17日の産業振興大会出席いただいた皆さん、大変ご苦労様でした。
昨年に引き続きコロナ対策ということで縮小して行われたということで、各部門ごとの表彰式をステージ上ではなく、紹介のみということで終わりました。
その中で、今年度藤森委員さんが優良生乳生産者、それから年間平均最高乳価生産者の部門で表彰されています。
外山推進委員さんが和牛子牛最高販売額生産者で表彰されています。
おめでとうございます。
また藤森委員さんは令和3年度の県農業農村指導士として紹介されました。
どうぞこれから葛巻町の若い人たち、あるいは農家を指導していただき、葛巻町に尽力していただきたいと思います。
それから今年に入ってコロナ感染が広まってまいりましたので、日頃の感染防止対策を徹底していただくよう、よろしくお願いします。

議 長 【開 会】
それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第8回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

議 長 《日程第 1》
日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、8番星野委員、9番外平委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

議 長 《日程第 2》
次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議 長 《日程第 3》
次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長 【主幹 挙手】
松尾主幹。
主 幹 はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
1月25日(火)	収穫後の菜たね加工委託運搬(遊休農地対策事業) (秋田県小坂町 (株)エコサカ) 540kg	農工ネ課担当者
1月26日(水)	農地中間管理機構との売買契約締結 (役場 相談室)	岩手県農業公社職員 事務局職員
	家族経営協定締結調印式(1件) (役場 相談室)	深澤会長 松尾主幹 農工ネ課担当者
1月31日(月)	岩手県農業会議臨時総会 (盛岡市 岩手教育会館)	書面決議
2月1日(火)	農地中間管理機構との売買契約締結 (役場 第4会議室)	岩手県農業公社職員 事務局職員
2月3日(木)	岩手県農地集積・集約化推進会議(ウェブ会議) (役場 第2会議室)	松尾主幹 農工ネ課担当者
2月4日(金)	農地中間管理機構との賃貸借契約締結 (役場 相談室)	岩手県農業公社職員 事務局職員
2月9日(水) ~10日(木) (1泊2日)	ポラーノの会総会 女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修 (盛岡市 つなぎ温泉「紫苑」)	星野委員 外平委員 松尾主幹 吉田係長
2月14日(月)	農業委員会事務局ミーティング (役場 農業委員会事務局)	事務局職員
	第71回常設審議委員会(ウェブ会議) (役場 くずまきテレビ)	松尾主幹
2月15日(火)	農地中間管理機構との賃貸借契約締結 (役場 相談室)	岩手県農業公社職員 事務局職員
2月16日(水)	現地確認調査 (町 内)	川崎委員 外平委員 松浦事務局長 吉田係長
2月17日(木)	葛巻町産業振興大会 (町内 グリーンテージ)	農業委員(7名) 推進委員(2名) 事務局(3名)
2月18日(金)	農業委員会会長・事務局長合同会議・研修会 (盛岡市 岩手県産業会館)	深澤会長 松浦事務局長

	盛岡地方農業委員会連絡協議会第2回会長会議 (盛岡市 岩手産業会館)	深澤会長
--	---------------------------------------	------

議 長 以上でございます。
ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

議 長 **【「なし」の声】**
ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

議 長 **《日程第4》**

次に日程第4「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

議 長 **【主幹 挙手】**

議 主 松尾主幹。

議案書は1ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を1件受理しましたので、ご報告いたします。

相続登記が完了したことにより届出があったものです。

地目、面積等は記載のとおりです。

なお、受理通知書につきましては、それぞれ2月16日に送らせていただいております。

議 長 以上でございます。

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を5番川崎委員にお願いいたします。

議 長 **【5番 川崎委員 挙手】**

議 5 川崎委員。

現地確認結果を報告します。

この案件は、田と畑、合せて12筆ありますが、雪が積もっていたため、すべての現地に行くことができませんでしたが、航空写真等で確認し、いずれも農地であることを確認しました。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 **【「なし」の声】**

議 長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

議 長 **《日程第5》**

次に日程第5「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

議 長 **【主幹 挙手】**

議 主 松尾主幹。

議案書は2～7ページをご覧ください。

今月は、農地法第18条第6項の規定による通知書を14件受理しましたので、ご報告いたします。

1番から12番までは、借入人の都合により解約するものです。

13番と14番は、農地中間管理機構へ貸し付けるための解約となります。

議 長 解約届出日等は記載のとおりです。
以上でございます。
以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、以上で報告第 2 号を終了いたします。

《日程第 6》

議 長 次に日程第 6「報告第 3 号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

主 幹 議案書は 8～9 ページをご覧ください。

今月は 8 件の工事進捗状況報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

1 件目は、●●地区の●●●●さんが牛舎建築のため永久転用許可を受けた分の完了報告で、1 月 18 日に報告書が提出されました。

2 件目は、●●●●●●●●が残土置場と駐車場として使用するため、一時転用許可を受けた分の進捗状況報告で、1 月 18 日に報告書が提出されました。こちらは、第 1 回目の報告となります。

3 件目は、●●●●●●●●が工事用道路として使用するため、一時転用許可を受けた分の進捗状況報告で、1 月 19 日に報告書が提出されました。こちらは、第 1 回目の報告となります。

4 件目は、同じく●●●●●●●●が工事用道路として使用するため、一時転用許可を受けた分の進捗状況報告で、1 月 19 日に報告書が提出されました。こちらは、完了報告となります。

5 件目は、●●●●●●●●●●●●が資材置き場として使用するため、一時転用許可を受けた分の進捗状況報告で、1 月 24 日に報告書が提出されました。こちらは、完了報告となります。

6 件目は、●●地区の●●●●さんが作業用取り付け道路として使用するため、一時転用許可を受けた分の進捗状況報告で、1 月 26 日に報告書が提出されました。こちらは、完了報告となります。

7 件目は、同じく●●地区の●●●●さんが牛舎建築のため、永久転用許可を受けた分の進捗状況報告で、1 月 26 日に報告書が提出されました。こちらも、完了報告となります。

8 件目は、●●●●●●●●が工事用道路として使用するため、一時転用許可を受けた分の進捗状況報告で、先ほどの 3 件目の完了報告が提出されたものです。2 月 4 日に提出されましたものです。

いずれも、2 月 16 日に川崎委員と外平委員とともに、工事の完了を確認しております。

なお、それぞれの地区担当からは、特に意見等がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を 9 番外平委員にお願いいたします。

【9 番 外平委員 挙手】

議 長 外平委員。

9 番 現地確認結果を報告します。

1 番の土地には、牛舎が建設されておりました。

2番の土地は、現場事務所及び駐車場として使用されておりました。

3番と4番の土地は、いずれも河川工事が完了し、一時転用した道路は農地として利用できる状況になっておりました。

5番の土地は、携帯電話の鉄塔工事が完了し、農地として利用できる状況になっておりました。

6番の土地は、牛舎の敷地に隣接する土地で、車両が通行できるようになっておりました。

7番の土地には、牛舎が建設されておりました。

8番の土地は、3番の土地と同じ土地ですので、先ほど報告したとおりです。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第7》

議長 次に日程第7「議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は10ページをご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は3件となります。

1件目は、●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の田1筆3,421㎡を●●●●●●●●●●が砂利採取を目的とした一時転用となります。

2件目も1件目と同様に、●●地区の亡き●●●●さん相続人代表●●●●ほか1名所有の●●第●●地割●●の田1筆190㎡に●●●●●●●●●●が砂利採取を目的とした一時転用となります。位置図は23ページをご覧ください。

1件目2件目は隣接した農地となっております。

周辺は、同一事業所による砂利採取が頻繁に行われている場所であり、総合的に判断し、他の農地への代替性はないものと思われま

す。また、21・22ページの調査書に記載のとおり、1件目2件目ともに農振農用地区域内の農用地ですが、転用期間は1年間であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される3年以内の一時転用であることから許可相当と判断いたしました。

砂利採取後は、埋戻し現状復旧する予定となっております。

なお、地区担当の中崎推進委員からは、いずれも意見等はない旨、報告を受けております。

次に3件目ですが、●●地区の亡き●●●●さん相続人代表●●●●さん所有の●●第●●地割●●●の田1筆940㎡を葛巻町が高齢者福祉施設駐車場として利用するための永久転用となります。

この案件は、昨年5月の総会で高齢者福祉施設と福祉作業所、駐車場及び通路に

使用するため永久転用した土地の隣接地で、更に駐車場のを拡張し、利便性を図りたいと言うものです。

位置図は、29ページをご覧ください。●●●●●●●●●●の向かいの農地になります。

配置図は、27ページをご覧ください。周りはずでに駐車場と除雪車両格納庫に囲まれており、今後農地として利用する予定もないことから特に問題ないものと思われま

す。
なお、地区担当の酒多推進委員からは、いずれも意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を5番川崎委員にお願いいたします。

【5番 川崎委員 挙手】

議長 川崎委員。

5番 現地確認結果を報告します。

1番と2番の土地は隣接しており、一体的にデントコーン畑として利用されておりました。

3番の土地は、現在、工事が行われている土地に隣接しており、農地としては利用されていない状況でした。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり、許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第8》

議長 次に日程第8「議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は31ページをご覧ください。

「所有権移転分」について、ご説明いたします。

1件目は、●●●●在住の●●●●●●●●●●さんの成年後見人●●●●●●●●●●さん所有の●●●●第●●●●地割字●●●●と●●●●第●●●●地割字●●●●の田5筆6,535㎡を岩手県農業公社へ売買するものです。

2件目は、岩手県農業公社が所有している●●●●第●●●●地割字●●●●の畑1筆588㎡を●●●●地区の●●●●●●●●●●さんへ売買するものです。利用目的、売買価格等はお目通しください。

以上になります。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第9》

議長 次に日程第9「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

この案件は、座席番号10番の下道推進委員が所有権移転の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

【10番 下道推進委員 退席】

議長 事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は32ページをご覧ください。

「所有権移転分」について、ご説明いたします。

岩手県農業公社が所有している●●●●第●●●●地割字●●●●の田1筆301㎡を●●●●地区の●●●●●●●●●●さんへ売買するものです。

利用目的、売買価格等はお目通しください。

以上になります。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。
よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。
下道推進委員は入室してください。
【10番 下道推進委員 入室】

《日程第10》

議長 次に日程第10「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。
主幹 議案書は33～36ページまでをご覧ください。
今月の一括方式の案件は11件です。
1件目から10件目までは、今回、●●●地区の●●●●さんが●●地区の農地の利用集積を図り、●●●さんほか9名の方々と、農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して、賃貸借するものです。
11件目は、●●●在住の●●●●さん所有の●●第●●地割字●の畑3筆12,293㎡を農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して、●●●地区の●●●●●さんと賃貸借するものです。

すべて、新規の案件となります。
利用目的、賃借料等はお目通しください。
以上になります。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。
よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第11》

議長 次に日程第11「議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。
主幹 議案書は37～38ページをご覧ください。

- 申請地の位置図につきましては、43ページをご覧ください。
- なお、地区担当の外山推進委員と端坂推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。
- 以上となります。
- 議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を9番外平委員にお願いいたします。
- 議長 9番 **【9番 外平委員 挙手】**
外平委員。
現地確認結果を報告します。
1番の土地は、農家住宅と牛舎及びその敷地として、一体的に利用されており、農地ではありませんでした。
2番の土地は、祠が建っており、その周りには木が数本ありました。
以上です。
- 議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議長 **【「なし」の声】**
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議長 **【「異議なし」の声】**
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第6号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長 **【挙手全員】**
挙手全員です。
よって、議案第6号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。
- 議長 **《日程第13》**
次に日程第13「議案第7号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題に供します。
事務局より議案の提案理由の説明を求めます。
- 議長 主幹 **【主幹 挙手】**
松尾主幹。
議案書は44ページをご覧ください。
この案件は、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条第2項の規定に基づき、計画を変更する場合に、市町村は農業委員会等から意見を聴取することとされており、これに対してご審議いただくものでございます。
今回は、5年もしくは6年に一度の定期見直しとして、整備計画の内容に変更があったため、農業委員会の意見を求めるものです。
以上となります。
- 議長 以上で提案理由の説明が終了しました。本議案の内容につきましては、農林環境エネルギー課の上野主査から説明していただきます。
- 上野 **【上野主査 内容説明】**
はい、農林環境エネルギー課の上野です。よろしく申し上げます。

お手元に資料4つお配りしています。

整備計画書と基礎資料と概要書、あとは除外箇所一覧の4つをお配りしていますが、今日は時間の都合上、概要書と除外箇所一覧をもって説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、概要書。1枚目をお開きいただければと思います。

こちらページを振るのを忘れておりまして大変お見苦しいかと思いますが、こちらで説明させていただきたいと思っております。

1枚目めくっていただいて、2ページ目です。

農業振興地域整備計画（案）の主な変更内容についてご説明いたします。

こちらの農業振興地域整備計画書ですが、5年に1度定期見直しをすることになっておりましたが、昨年、本当は計画見直しの年だったのですが、諸事情により1年延長いたしまして、今年度整備計画の見直しを行うものでございます。

中身につきましては、第1地域の振興方向としまして、関係人口の創出・拡大など人口減少が確実な状況でまちづくりの方向性について記載しております。

また、計画の特色につきましては、意欲ある担い手への農地集積と集約化による遊休農地の解消と地域農業マスタープランの実践の推進について追記しております。

また、6次産業化の取組と「くずまきブランド」の確立ということで、具体的な支援内容を追記しております。

第2の農用地利用計画につきましては、大きな変更はございませんが、前回の見直し以降の変動を考慮して面積等の変更を行っております。

第3の農業生産基盤の整備開発計画につきましては、町の総合計画及び過疎計画等との整合性を図りながら事業計画の見直しを行っております。

第4の農用地等の保全計画につきましては、国や県、町で実施している農地基盤整備事業を活用することを追記しております。

次のページになります。

第5の農業経営の規模拡大及び農用地等農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画についてでございますが、こちらは目標とする営農体系にリーディング経営と新規就農を追記しております。

また、農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方針につきましては、農地基盤整備事業を追記しております。

第6の農業近代化施設の整備計画につきましては、町の総合計画及び過疎計画等との整合性を図りながら事業計画の見直しを行っております。

第7の農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画につきましては、国や県、町で実施しております農地基盤整備に係る事業を活用することを追記しております。

第8の農業従事者の安定的な就業の促進計画につきましては、森林面積を現況に合わせて変更してございます。

第9の農村生活環境施設の整備計画につきましては、交通安全・防犯の項目につきまして、あおり運転行為、道路における安全設置・設備の整備・拡充、SNSによる犯罪被害、ネットリテラシーについての記述を追記し、内容を整理しております。

環境衛生の項目につきましては、マイバックスの利用、ごみの不法投棄防止についての記述を追記し、内容を整理してございます。

保健・医療につきましては、健診、食育、感染症予防対策についての記述を追記し、内容を整理しております。

生活環境施設の整備計画につきましては、町総合計画及び過疎計画等との整合性を図りながら事業計画の見直しを行いまして、主に葛巻町役場庁舎、高齢者福祉センターが中心となるような計画としてございます。

以下、概要が書いてございますが、こちらは後でお目通ししていただければと思います。

こちらから2枚めくっていただきまして、左上に「11主要作目及び振興方策」と書いてあるページがございます。

こちらは、主な主要作目について現況と将来の数字を書いております、こちらについての実現化方策を記載してございます。こちらも後で、お目通ししていただければと思います。

1枚めくっていただいて、下段のほうですけれども、「12世帯数及び就業人口の見直し」ということで、平成22年から5年ごとの数字を記載しております。令和2年度は推計で令和7年度は将来ということで総人口等を記載しておりますので、こちらも後でお目通し下さい。

1枚めくっていただきまして、上段の方ですが「13の産業別生産額の動向及び見直し」につきましては、平成19年から5年ないしは、6年おきで数字を記載してございますので、後でお目通し下さい。

下段の方ですが、「14農用地利用計画の変更概要」としまして、今回定期見直しにおきまして、変更があった部分、除外する部分等を計算して、入力している増減面積等が記載してございます。

今回は、19.5ヘクタール除外するというので、見直しを行うこととしております。

1枚めくっていただくと、上段の方に具体的な変更の内訳が書いてございます。

定義除外が58件、植林が7件、一般住宅建築が2件、オートキャンプ場建設が1件、資材置場が1件、風車用地が4件、道路が2件、合計76件となっております。

縦書きのページがございますが、こちらがそれぞれの地番が書いております。

除外一覧ということになっております。

こちら2枚めくっていただくと、事業計画概要書ということで、今回除外する案件のうち41番以降の概要書をつけてございます。

こちらも具体的な中身書いてありますので、後でお目通しいただければと思います。

除外箇所一覧という事で、3枚ものの紙を配っておりますが、こちらについてご説明させていただきたいと思います。

今回除外する箇所の一覧と、3枚目にはカラー刷りで番号が振ってある地図があります。

こちら、除外箇所一覧の番号とつながっているものでございます。

除外の案件についてご説明させていただきますが、1番から12番までにつきましては、定義除外ということで適用外証明がなされた土地について、除外処理をさせていただきます。

これまで農業委員会さんの方で適用外の証明がなされたものにつきまして、まだ除外がされていないものについて、今回除外の処理をとらせていただきました。

また、13番から35番につきましては、非農地判断という事で、こちらも農業委員会さんの方で非農地判断された土地のうち地目が変更されているものについて除外の処

理をしております。

36番と37番につきましては、所有者から農振除外の申請がございましたが、定義除外の山間介在農地に該当するものとして、定義除外として処理させていただきました。

また、38番から40番につきましては、集落介在農地ということで、地目が宅地または畑でございますが、こちら既に住宅が建っている土地でございますが、住宅が建っていないながら、農振農用地扱いになってございましたので、こちらは定義除外ということで、除外の処理をさせていただくものです。

次のページになります。41番から58番につきましては、携帯電話鉄塔用地ということで、こちら除外のものでございますが、携帯電話鉄塔用地につきましては定期見直しの際に除外の処理をするということで、取り扱いがなされておりますので、それに習いまして、今回定期見直しで5年分いただいている除外申請の分をあげているというものでございます。

59番から73番につきましては、5要件除外ということで、農地転用が必要な除外案件がほとんどになるものでございます。

植林や一般住宅建築、キャンプ場建築、資材置場、風車用地等でございます。

こちらは先ほどもお話ししましたが、概要書方に詳しい資料つけておりましたので、後でお目通しいただければと思います。

また、74番と75番につきましては、風車用地の関係で発覚したところですが、道路が農振農用地のままになっていたということで、こちらは道路法上の道路ということで申請がなくとも除外が出来るということで、法律の規定に基づき除外を行うものでございます。

全て合わせまして19.5ヘクタール分の除外を行うものでございます。

早口で説明してお聞き苦しいところもあったと思いますが、整備計画書や基礎資料、概要書等量が多いのであとでお目通しいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

説明は以上です。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、5番川崎委員お願いいたします。

【5番 川崎委員 挙手】

議 長 川崎委員。

5 番 現地確認結果を報告します。

今回の農振計画の見直しでは、農用地区域からの除外案件が75件ありますが、件数も多く、また、降雪もあったため、確認できるところを数件、確認して参りました。

そのうち、農地面積の大きな64番の樋渡地区のキャンプ場建設についてですが、南西側半分は、農地ではありませんでしたが、北東側半分は農地として利用されているようでした。

雪が溶けてから、実際に農地転用の申請があった場合は、再度、現地確認が必要と思われました。

そのほかの案件については、現地確認終了後、農林環境工ネルギー課の担当から説明を受け、写真等で確認しましたが、特に問題はありませんでした。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第7号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は
同意することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。
以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第8回総会を閉会
いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、
ここに署名する。

令和4年3月9日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____